

議案第 35 号

伊賀市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

伊賀市消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のとおり制定しようとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第 2 条 消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 伊賀市消防職員（伊賀市消防吏員その他の職員をいう。）として消防事務に従事した者で、伊賀市の消防署長の職又は伊賀市消防本部の課長の職その他これと同等以上と認められる職に 1 年以上あったものであること。
- (2) 伊賀市の行政事務に従事した者で、伊賀市行政組織条例（平成 16 年伊賀市条例第 10 号）第 1 条第 1 項に掲げる部の長の職その他これと同等以上と認められる職に 2 年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第 3 条 消防署長の資格は、伊賀市消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に 1 年以上あったものであること。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。